

議案第 1 1 号

匝瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年匝瑳市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

匝瑳市職員の分限に関する条例

第1条中「降任、免職及び休職並びに失職の例外の手続及び効果」を「降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外」に改める。

第6条を第9条とし、第3条から第5条までを3条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は」を「、」に改め、「休職する場合」の次に「又は第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降格することができる。

（1） 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない

場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務の遂行に必要な適格性を欠く場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合であつて、その職務の級に分類されている職務の遂行が可能であると認められるときは、その意に反して、これを降号することができる。

附則に次の2項を加える。

(降給に関する経過措置)

4 匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給とする」とする。

5 第5条第2項の規定は、匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給については、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員に対し、市長の定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知をするものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

匠瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
			<u>匠瑳市職員の分限に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に <u>関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(降給の種類)</u> 第2条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することを含む。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを含む。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することを含む。）とする。 <u>(降格の事由)</u> 第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降格することができる。 <u>(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実</u> に照らして、 <u>勤務実績が良くない場合</u> <u>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u> <u>(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務の遂行に必要な適格性を欠く場合</u> <u>(降号の事由)</u> 第4条 任命権者は、職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 <u>勤務実績が良くない場合</u> であつて、 <u>その職務の級に分類されている職務の遂行</u>		<u>匠瑳市職員の分限に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職並びに失職の例外の手続及び効果 <u>に</u> 関し必要な事項を定めるものとする。

が可能であると認められるときは、その意に反して、これを降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第5条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならぬ。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第6条 略

第7条 略

(失職の例外)

第8条 略

(委任)

第9条 略

附 則

1～3 略

(降給に関する経過措置)

4 匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給とする」とする。

5 第5条第2項の規定は、匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給については、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員に対し、市長の定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知をするものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならぬ。

2 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 略

第4条 略

(失職の例外)

第5条 略

(委任)

第6条 略

附 則

1～3 略